

事業主（社会保険業務ご担当者）の方へ

## 遡及して健康保険の資格が 取消されると・・・

遡及された期間に

- ・ 健康保険証を使用した**医療費**
- ・ 健康保険から支給された**給付金** があれば

## ご本人様から

## 返還していただきます。



- 遡及された期間に健康保険証を使用して医療機関等にかかった場合は、自己負担額を除いた医療費（総医療費の7割～9割）を返還していただくことになります。
- 遡及された期間に健康保険から支給された傷病手当金や高額療養費等に係る給付金があった場合も、支給された金額を返還していただくことになります。
- 年金事務所にて資格取消の処理が終了しましたら、協会けんぽより、ご本人様宛に納付書を送付しますので、ご返還をお願いします。